

## 第8回 周南市市民憲章等検討委員会 会議資料

( 会議資料 )

資料 1 提言書 ( 案 )

資料 2 市民憲章に対する意見 ( 要旨 )

平成18年2月 日

周南市長 河村和登 様

周南市市民憲章等検討委員会  
会長 杉光英俊

### 周南市民憲章等の提言について

私たち市民憲章等検討委員会では、昨年9月1日に第1回の検討委員会を開催し、市長より市民憲章等の案の作成について依頼を受け、その後\_\_\_\_回にわたる審議を経て、このたび、「市民憲章」(案)及び「市の木・市の花」(案)を作成しました。

その内容等について、下記のとおり提言いたします。

#### 記

#### 1. 市民憲章作成にあたっての基本的な考え方

市民憲章を作成するにあたり、次のことを作成の基本に検討を行った。

- ・前文、本文の2部構成とし、みんなで唱和できるようなものであること
- ・文章として簡潔で言い易く、覚えやすいものであること
- ・子供から高齢者まで、誰もが親しみやすいものであること
- ・市民の行動規範として、行動に結び付き、実践に繋がるものであること

#### 2. 市民憲章(案)

##### 周南市民憲章

##### (前文)

わたくしたちは 自然と産業が調和した周南市を愛し ともに輝きながら  
心豊かに暮らせるまちをめざし 次のことを誓います

##### (本文)

- 1 自然を大切にし 水と緑の美しいまちをつくります
- 1 みんなで助け合い 安心して暮らせるまちをつくります
- 1 元気に働き 豊かで活力のあるまちをつくります
- 1 スポーツに親しみ 健康で明るいまちをつくります
- 1 教養を深め 自らが輝き 世界に誇れるまちをつくります

## 文案の解説

### (1) 前文

前段の「自然と産業の調和した」の部分は、海や山の自然に恵まれ、産業も発達し調和のとれた周南市の特性を述べており、「周南市を愛し」の部分は、合併後の一体感の醸成を目指したものです。

また、「ともに輝きながら」は、総合計画にもある周南市の将来の都市像を述べており、文末の「誓います」により、まちづくりに向かって市民が宣言するものです。

### (2) 本文

・「わたくしたち周南市民は」を共通する主語としています。

・本文の5つの文には、次の内容が含まれています。

1 自然を大切にし 水と緑の美しいまちをつくります

「環境・自然」の分野について、本市の特性である豊かな「海」(水)と「山」(緑)を大切にし、恵まれた自然環境を守り、育てるまちづくりの方向を表しています。

1 みんなで助け合い 安心して暮らせるまちをつくります

「福祉・安全」の分野について、奉仕、ふれあい、互助、共生等の中で市民が相互に助け合い、安心・安全のまちづくりを目指していくことを表しています。

1 元気に働き 豊かで活力のあるまちをつくります

「産業・経済」の分野について、市民がいきいきと働き、物心両面の豊かさを感じることができ、市全体として産業の栄えるまちを目指していくことを表しています。

1 スポーツに親しみ 健康で明るいまちをつくります

「健康・スポーツ」の分野について、市民が楽しくスポーツやレクリエーションに親しみ、健康で明るい家庭を築いていくことが、健康的なまちづくりに繋がっていくことを表しています。

1 教養を深め 自らが輝き 世界に誇れるまちをつくります

「国際・文化」の分野について、国際交流やインターネット等を通じて市民にとって世界が、より身近に感じることでできる社会の中で、これまでの伝統や文化を継承しながら、地球人として国際感覚を身に付けた人材を育成し、市民がいきいきと輝くまちづくりを進め、世界に誇れる周南市にしていくことを表しています。

### (3) その他

・前文、本文とも句読点はいれない形にしています。

・本文の各文の「1」は、「ひとつ」と読みます。

## 3. 「市の木・市の花」(案)

### (1) 市の木：クスノキ

選定理由:市民からの応募において、応募総数500件のうち過半数を超える54%を占める結果となっています。その内容を見ると旧2市2町のすべての地域で過半数を超える応募となっており、全体的に市民の意向が強い樹木であるといえます。また、樹木の特性として、常緑樹であり、育てやすく、

樹勢もよいことから、将来にわたり伸び行く周南市にふさわしい樹木であり、市の木として選定しました。

## ( 2 ) 市の花：サルビア

選定理由：市民からの応募において、応募総数 4 9 4 件のうち 4 3 % を占める結果となっています。その内容を見ると徳山、新南陽地区では、旧 2 市の「市の花」であったこともあり、親しみやすい花として過半数を占めています。

また、鹿野、熊毛地区では、旧町の地域特性のあるササユリとヒロハドウダンツツジが最も多い応募でしたが、これらは、鹿野地区、熊毛地区に限定的に自生、栽培できるものであり、市内のどこでも栽培できるものではありません。

サルビアは、鹿野、熊毛地区では最多の応募ではありませんが、上位には入っており、全体的には、市民に認知されている花であると言えます。さらに、花の特性として、開花の時期が長いこと、育てやすいこと、長く楽しめる花であることが挙げられるほか、赤が目立つことからきれいで明るい花であることから、周南市にふさわしい花として選定しました。

## 4 . その他

### ( 1 ) 制定後の推進について

### ( 2 ) その他

## 市民憲章に対する意見（要旨）

平成 18 年 1 月 24 日現在：1 件

本文 5 番目の文章「教養を深め～」について

どういう行動目的を指しているのかよく理解できない。

生身の人間として、「自らが輝き」とか「世界に誇れるまち」とは、具体的にどんな行動をとればよいのか。市民憲章は、意味がわからなくても唱えればよいものなのか。世界に誇らなくても、胸を張って「郷土は本当に良いまちだ」と自信をもって言えるまちを目指せばいいのではないか。

文化については、郷土の先人が築いた文化を誇りにし、時代に合った文化にさらに発展させる意味の方がいいのではないか。